

京都府公報

号外 第9号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (自然環境保全課)	2
○京都府立植物園条例施行規則の一部を改正する規則 (文化施設政策監)	3
○京都府立文化芸術会館条例施行規則の一部を改正する規則 (文化政策室)	4
○京都府立ゼミナールハウス条例施行規則の一部を改正する規則 ()	〃
○京都府立府民ホール条例施行規則の一部を改正する規則 ()	5
○京都府立堂本印象美術館条例施行規則の一部を改正する規則 ()	〃
○京都府立陶板名画の庭条例施行規則の一部を改正する規則 ()	6
○京都府立京都学・歴史館条例施行規則の一部を改正する規則 ()	〃
○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	〃
○京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	7
○理容師法施行細則の一部を改正する規則 ()	〃
○美容師法施行細則の一部を改正する規則 ()	〃
○動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	〃
○京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	8

○興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	8
○化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	〃
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 ()	9
○京都府立青少年海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則 (家庭・青少年支援課)	〃
○京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (医療課)	〃

訓 令

○京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令 ()	10
--	----

告 示

○物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示 (入札課)	〃
○令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示の一部改正 ()	14
○計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程の一部を改正する告示 (産業労働総務課)	〃
○京都府緑の指導員設置規程の一部を改正する告示 (農村振興課)	〃
○林業・木材産業等振興施設整備交付金交付要綱の一部改正 (林業振興課)	15

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

京都府立植物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立文化芸術会館条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

京都府立ゼミナールハウス条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立府民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立堂本印象美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立陶板名画の庭条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立京都学・歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

る規則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

理容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則の一部を改正する規則

動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

京都府立青少年海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第26号

京都府立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都府立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 京都府立自然公園条例施行規則(昭和39年京都府規則第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「次に掲げる書類」の右に「(運輸施設に関する公園事業にあつては、第4号に掲げる書類を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) その他知事が必要と認める書類

第15条第23号中「設備を」を「工作物(当該電柱の色彩と同等の色彩と認められない当該電柱の支柱を除く。)を新築し、」に、「当該改築」を「当該新築、改築」に改め、同条第26号中「防除」の右に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第28号中「、柵又は」を「柵、」に改め、同条第72号中「こと」の右に「(正当な理由がなくこれらの行為を行う場合を除く。)」を加え、同条第75号中「森林」の右に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第77号中「防除」の右に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第133号中「免許」を「許可」に改め、「同法第20条第1項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「者が」を「者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改め、同条第139号中「第28条の2第1項」を「(平成14年法律第88号)第28条の2第1項」に改め、同条第141号中「の規定による」を「に規定する実施計画に

従つて実施する」に改める。

第35条第3項第1号中「以上」を「程度」に改める。

別表の28の項の(1)のイ中「風致」の右に「又は景観」を加える。

(京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府環境を守り育てる条例施行規則(平成8年京都府規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第14の11の項中「同法第20条第1項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「者が」を「者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改める。

(京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則(平成19年京都府規則第43号)の一部を次のように改正する。

第15条第8号ケ中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「同法第20条第1項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第21条」を「第21条第1項」に、「者が」を「者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定(京都府立自然公園条例施行規則第15条第133号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

(京都府立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律(令和5年法律第24号。以下「改正法」という。)附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法(昭和24年法律第187号)第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第1条の規定による改正後の京都府立自然公園条例施行規則第15条第133号の規定を適用する。

3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定(改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の海上運送法(以下「新海上運送法」という。)第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第1条の規定による改正後の京都府立自然公園条例施行規則第15条第133号の規定を適用する。

(京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第3条第2項の規定により引き続き小型

船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第2条の規定による改正後の京都府環境を守り育てる条例施行規則別表第14の11の項の規定を適用する。

5 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第2条の規定による改正後の京都府環境を守り育てる条例施行規則別表第14の11の項の規定を適用する。

(京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第3条の規定による改正後の京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則第15条第8号ケの規定を適用する。

7 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第3条の規定による改正後の京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則第15条第8号ケの規定を適用する。

京都府規則第27号

京都府立植物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立植物園条例施行規則（昭和36年京都府規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を次のように改める。

3 植物園の長（以下「園長」という。）は、植物園の管理その他の目的のため必要があるときは、臨時に前2項の開園時間若しくは休園日を変更し、その他の時間に開園し、又は別に休園日を設けることができる。

第1条に次の1項を加える。

4 前項の場合においては、園長は、事前に、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により一般に周知させなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第2条及び第3条を次のように改める。

(使用料の徴収方法)

第2条 植物園の使用料の徴収は、現金その他園長が認める他の支払手段の使用と引換えに次に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を記載した使用券を交付し、又は表示事項を記録した電磁的記録（以下「電子使用券」という。）を提供することによつて行う。ただし、園長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 植物園の名称

(2) 使用券又は電子使用券(以下「使用券等」という。)

の種類

(3) 電子使用券にあつては、利用者の氏名及び有効期間

(4) 年間パスポートにあつては、利用者の氏名及び有効期間

(5) 使用料の金額

2 利用者（前項ただし書の場合の利用者を除く。）は、入園の際係員に使用券を提示し、若しくは交付し、又は電子使用券を園長が認める方法により使用しなければ入園することができない。

3 使用券等（年間パスポートに係るものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

(1) 表示事項が不明となつた使用券等を使用して植物園を利用した場合

(2) 表示事項又は表示事項に係る電磁的記録を抹消し、又は改変した使用券等を使用して植物園を利用した場合

(3) 京都府立植物園条例(昭和35年京都府条例第33号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号の表の備考の1に規定する高校生(以下「高校生」という。)以外の者が高校生に係る使用券等を使用して植物園を利用した場合

(4) 65歳未満の者が65歳以上の者に係る使用券等を使用して植物園を利用した場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、不正な手段により使用券等を使用して植物園を利用した場合

4 前項の場合において、使用券（年間パスポートに係るものを除く。）を無効としたときは、これを回収する。

5 使用券等は、再発行しない。ただし、電子使用券については、園長が特に認めるときは、この限りでない。（年間パスポートの使用方法）

第3条 年間パスポートを使用して植物園を利用する者は、園長が定める使用方法に従つて、これを使用しなければならない。

2 使用券等（年間パスポートに係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。ただし、利用者に故意又は重大な過失がなく、かつ、そのことを証明することができる場合は、この限りでない。

(1) 表示事項が不明となつた使用券等を使用して植物園を利用した場合

(2) 表示事項又は表示事項に係る電磁的記録を抹消し、又は改変した使用券等を使用して植物園を利用した場合

(3) 高校生以外の者が高校生に係る使用券等を使用して植物園を利用した場合

(4) 65歳未満の者が65歳以上の者に係る使用券等を使用して植物園を利用した場合

(5) 使用券等に利用者として記載され、又は記録された者以外の者が当該使用券等を使用して植物園を利用した場合

(6) 使用券等の有効期間が満了した後に当該使用券等

を使用して植物園を利用した場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、不正な手段により使用券等を使用して植物園を利用した場合

- 3 前項の場合において、使用券（年間パスポートに係るものに限る。）を無効としたときは、これを回収する。
 4 使用券等は、再発行しない。ただし、園長が特に認めるときは、この限りでない。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうち1人又は2人に係る使用料（駐車場使用料を除く。）の10分の10

ア 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。イにおいて同じ。）とともに利用する場合

イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母が当該小学生等とともに利用する場合

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第28号

京都府立文化芸術会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立文化芸術会館条例施行規則（昭和44年京都府規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表舞台設備の項中「1式」を「1組」に、「7,140」を「8,130」に、「530」を「600」に、「350」を「390」に、「2,440」を「2,780」に、「1,020」を「1,160」

に、「710」を「800」に、

420

を

470

に、「210」を「230」に、

140

を

150

に、「490」を「550」に、「170」を「190」に、「1,420」を「1,610」に、「280」を「310」に、「8,560」を「9,750」に、「3,570」を「4,060」に、「450」を「510」に改め、

同表音響放送設備の項中

1,420

を

1,610

に、「1,020」を「1,160」に、「3,870」を「4,410」に、「1式」を「1組」に、「4,590」を「5,230」に、「2,850」

を「3,240」に、「5,710」を「6,500」に、「2,440」を「2,780」

に、「1,730」を「1,970」に、

710

を

800

に、「テープレコーダーA」を「レコーダーA」に、「テープレコーダーB」を「レコーダーB」に、「950」を「1,080」に、「7,140」を「8,130」に、「9,580」を「10,920」に、「21,420」を「24,410」に改め、同表

ピアノの項中

4,280

を

4,870

に、

「14,280」を「16,270」に、「16,320」を「18,600」に、「2,850」を「3,240」に改め、同表照明設備の項中「710」を「800」に、「880」を「1,000」に、

ホリゾントライト

を

アッパーホリゾントライト

に、「1,730」を「1,970」

に、「530」を「600」に、「1式」を「1組」に、「4,590」を「5,230」に、「240」を「270」に、「350」を「390」に、

「490」を「550」に、

280

を

310

に、

「2,140」を「2,430」に、「1,420」を「1,610」に、

140

を

150

に、「950」を「1,080」に、

「14,280」を「16,270」に改め、同表その他の項中「1,420」を「1,610」に、「710」を「800」に、「スライドプロジェクターA」を「プロジェクターA」に、「2,140」を「2,430」に、「スライドプロジェクターB」を「プロジェクターB」に、「530」を「600」に、「3,570」を「4,060」に改め、別表第1の2の表パネルの項中「130」を「140」に改め、同表特設パネルAの項中「1式」を「1組」に、「170」を「190」に改め、同表特設パネルBの項中「1式」を「1組」に、「350」を「390」に改め、同表陳列台の項中「90」を「100」に改め、同表座机の項及びスポットライトの項中「170」を「190」に改め、別表第1の3の表自動車（二輪車を除く。）の項中「150円」を「170円」に改める。

別表第2練習又は準備のためのホールの使用の項中「6,420円」を「7,310円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第29号

京都府立ゼミナールハウス条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立ゼミナールハウス条例施行規則（昭和51年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2音響放送設備の項中「560円」を「650円」に、「1,930円」を「2,250円」に、「790円」を「920円」に、「1,530円」を「1,780円」に改め、同表照明設備の項中「400円」を「460円」に、「560円」を「650円」に、「1,530円」を「1,780円」に改め、同表映写設備の項中「1,120円」を「1,300円」に、「310円」を「360円」に、「4,180円」を「4,870円」に、「1,930円」を「2,250円」に、「470円」を「540円」に、「1,420円」を「1,650円」に改め、同表運動設備の項中「150円」を「170円」に、「80円」を「90円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第30号

京都府立府民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立府民ホール条例施行規則（昭和63年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1舞台設備の項中「1式」を「1組」に、「9,890円」を「12,360円」に、「550円」を「680円」に、「350円」を「430円」に、「2,750円」を「3,430円」に、「100円」を「120円」に、「110円」を「130円」に、「660円」を「820円」に、「320円」を「400円」に、「1,630円」を「2,030円」に、「220円」を「270円」に、「160円」を「200円」に、「490円」を「610円」に、「820円」を「1,020円」に、「1,930円」を「2,410円」に、「1,320円」を「1,650円」に、「430円」を「530円」に、「980円」を「1,220円」に、「16,320円」を「20,400円」に、「4,890円」を「6,110円」に改め、同表音響設備の項中「1,630円」を「2,030円」に、「1,320円」を「1,650円」に、「2,750円」を「3,430円」に、「1式」を「1組」に、「4,890円」を「6,110円」に、「テープレコーダーA」を「レコーダーA」に、「3,260円」を「4,070円」に、「テープレコーダーB」を「レコーダーB」に、「テープレコーダーC」を「レコーダーC」に、「1,120円」を「1,400円」に、「6,520円」を「8,150円」に、「19,380円」を「24,220円」に、「13,260円」を「16,570円」に改め、同表照明設備の項中「ホリゾントライト」を「アッパーホリゾントライト」に、「1,930円」を「2,410円」に、「2,950円」を「3,680円」に、「1式」を「1組」に、「4,590円」を「5,730円」に、「ホリゾントライト1列」を「アッパーホリゾントライト1列」に、「2,140円」を「2,670円」に、「380円」を「470円」に、「270円」を「330円」に、「220円」を「270円」に、「2,440円」を「3,050円」に、「3,260円」を「4,070円」に、「1,630円」を「2,030円」に、「1,120円」を「1,400円」に、「320円」を「400円」に、「19,380円」を「24,220円」に改め、同表映写設備の項中「1式」を「1組」に、「2,650円」を「3,310円」に、「730円」を「910円」に、「スライドプロジェクター」を「プロジェクター」に、「2,140円」を「2,670円」に、「1,320円」を「1,650円」に、「710円」を「880円」に改め、同表ピアノの項中「16,320円」を「20,400円」に、「9,890円」を「12,360円」に、「1,630円」を「2,030円」に改め、同表その他の設備の項中「3,570円」を「4,460円」に、「110円」を「130円」に、「1式」を「1組」に、「5,500円」を「6,870円」に改め、同表の備考の2中「（3の場合を除く。）」を削り、同表の備考の3中「（2の場合を除く。）の利用料金」を「の利用料金（承認を受けた使用時間区分を超過して使用する部分の利用料金を除く。）」に改める。

別表第2の2以上の部にわたって引き続き使用する場合の項中「又は各附属設備」を削り、同表練習又は準備のために使用する場合の項中「9,280円」を「11,600円」に、「条例別表のホール又は各附属設備の利用料金」を「利用料金の額」に改め、「をいう。」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第31号

京都府立堂本印象美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立堂本印象美術館条例施行規則（平成3年京都府規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうち1人又は2人に係る使用料の10分の10
- ア 父母その他の保護者であって府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。イにおいて同じ。）とともに観覧をする場合
- イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限

る。)の祖父母が当該小学生等とともに観覧をする場合

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表熟覧の項中「250円」を「280円」に改め、同表模写の項中「510円」を「580円」に改め、同表模造の項中「1,020円」を「1,160円」に改め、同表撮影の項中「3,060円」を「3,480円」に、「1,020円」を「1,160円」に、「510円」を「580円」に改め、同表原板利用の項中「1,530円」を「1,740円」に、「510円」を「580円」に、「250円」を「280円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第32号

京都府立陶板名画の庭条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立陶板名画の庭条例施行規則（平成6年京都府規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第3項ただし書」を「第4条第4項ただし書」に改める。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうち1人又は2人に係る使用料の10分の10

ア 父母その他の保護者であって府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。イにおいて同じ。）とともに観覧をする場合

イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母が当該小学生等とともに観覧をする場合

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

京都府規則第33号

京都府立京都学・歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立京都学・歴史館条例施行規則（平成28年京都府規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

第9条の見出し中「使用料」の右に「及び利用料金」を加え、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第7条に規定する使用料の免除又は条例第9条に規定する利用料金の免除を行う場合及びそれらの割合は、次のとおりとする。

別表第1模写の項中「510円」を「580円」に改め、同表模造の項中「1,020円」を「1,160円」に改め、同表撮影の項中「3,060円」を「3,480円」に、「510円」を「580円」に改め、同表原板利用の項中「1,530円」を「1,740円」に、「250円」を「280円」に改める。

別表第2音響設備の項中「2,240」を「2,550」に改め、同表映写設備の項中「730」を「830」に、「3,870」を「4,410」に、「3,260」を「3,710」に、「2,040」を「2,320」に、「5,200」を「5,920」に、「10,810」を「12,320」に改め、同表その他の項中「1,320」を「1,500」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の前日に受けた京都府立京都学・歴史館条例（平成28年京都府条例第34号）第4条第1項第2号に係る使用の承認に係る使用料については、この規則による改正後の京都府立京都学・歴史館条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府規則第34号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和23年京都府規則第95号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（手数料の納付方法の特例）

第9条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。

別表第1中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

別表第2中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

別記第1号様式の注に次のように加える。

(5) 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記第1号様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の公衆浴場法施行細則別記第1号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第35号

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則（昭和33年京都府規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（手数料の納付方法の特例）

第12条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。別記第1号様式の注に次のように加える。

（6）手数料の支払時に交付を受けた納付済証等別記第2号様式の注に次のように加える。

（4）手数料の支払時に交付を受けた納付済証等別記第3号様式の注に次のように加える。

（3）手数料の支払時に交付を受けた納付済証等別記第4号様式の注に次のように加える。

（4）手数料の支払時に交付を受けた納付済証等

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第36号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和34年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（手数料の納付方法の特例）

第11条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。別記第2号様式の注の3に次のように加える。

（5）手数料の支払時に交付を受けた納付済証等

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則別記第2号様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の理容師法施行細則別記第2号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第37号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和34年京都府規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（手数料の納付方法の特例）

第11条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。別記第2号様式の注の3に次のように加える。

（5）手数料の支払時に交付を受けた納付済証等

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則別記第2号様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の美容師法施行細則別記第2号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第38号

動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則（昭和47年京都府規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号及び第2号中「15,300円」を「16,750円」に、「10,200円」を「11,160円」に改め、同項第3号中「1,120円」を「1,220円」に改め、同項第4号中「1,020円」を「1,110円」に改め、同条第2項第1号中「11,220円」を「12,280円」に、「6,120円」を「6,700円」に改め、同項第2号中「7,140円」を「7,810円」に、「2,040円」を「2,230円」に改め、同項第3号中「1,120円」を「1,220円」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「6,120円」を「6,700円」に改める。

第10条中「5年」を「その全ての種類について5年」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「の費用の」を「に規定する規則で定める」に、「とおり」を「各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第1号中「250円」を「270円」に改め、同条第2号中「2,550円」を「2,790円」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（犬猫引取手数料の納付時期及び還付の特例）

第9条 条例第15条第2項に規定する手数料（以下「犬猫引取手数料」という。）は、当該犬又は猫を引き渡すまでの間に納付しなければならない。

2 犬猫引取手数料を納付して犬又は猫の引渡しをした者がその後の事情の変更等により当該犬又は猫を適正に飼養することができる所有者としてこれを引き取ることにした場合において、必要があると認めるときは、知事は、当該者に対し、当該犬猫引取手数料の額

に相当する金額を還付することができる。

(手数料の納付方法の特例)

第10条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請等の際には、手数料（犬猫引取手数料を除く。）の納付を要しない。

2 犬猫引取手数料は、次に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内の納付を要しない。

(1) 当該期間内に犬猫引取手数料の納付を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託した場合において、その旨を証明することができるとき。

(2) 京都府手数料徴収条例施行規則第3条第2項第2号に掲げる場合

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則第8条及び第11条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府規則第39号

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則（昭和51年京都府規則第59号）の一部を次のように改正する。

第14条中「とおり」を「各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第1号中「4,080円」を「4,460円」に改め、同条第2号中「2,340円」を「2,560円」に改め、同条第3号中「1,830円」を「2,000円」に改め、同条第4号中「6,630円」を「7,250円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則第14条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府規則第40号

興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則（昭和59年京都府規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(手数料の納付方法の特例)

第11条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。

別表第1中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

別表第2中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

別記第1号様式の注に次のように加える。

(4) 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則別記第1号様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則別記第1号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第41号

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則（昭和59年京都府規則第63号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(手数料の納付方法の特例)

第10条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。

別記第1号様式の備考に次のように加える。

3 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

別記第5号様式中備考を備考の1とし、備考に次のように加える。

2 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第42号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成12年京都府規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（手数料の納付方法の特例）

第5条の2 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条第2項各号に掲げる場合においては、申請の際には、手数料の納付を要しない。

別表第2の第1の5の(3)中「第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く軽自動車」を「第2条第2項に規定する自動車」に改める。

別表第3の1の項中「16,320円」を「17,870円」に、「12,240円」を「13,400円」に改め、同表の2の項から4の項までの規定中「9,790円」を「10,720円」に、「7,340円」を「8,030円」に改め、同表の5の項中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改め、同表の6の項中「9,790円」を「10,720円」に、「7,340円」を「8,030円」に改め、同表の7の項から10の項までの規定中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改め、同表の11の項及び12の項中「14,280円」を「15,630円」に、「10,710円」を「11,720円」に改め、同表の13の項から15の項までの規定中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改め、同表の16の項中「16,320円」を「17,870円」に、「12,240円」を「13,400円」に改め、同表の17の項から19の項までの規定中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改め、同表の20の項及び21の項中「16,320円」を「17,870円」に、「12,240円」を「13,400円」に改め、同表の22の項から24の項までの規定中「14,280円」を「15,630円」に、「10,710円」を「11,720円」に改め、同表の25の項から28の項までの規定中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改め、同表の29の項中「14,280円」を「15,630円」に、「10,710円」を「11,720円」に改め、同表の30の項中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改め、同表の31の項中「14,280円」を「15,630円」に、「10,710円」を「11,720円」に改め、同表の32の項中「21,420円」を「23,450円」に、「16,110円」を「17,640円」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の食品衛生法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府規則第43号

京都府立青少年海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立青少年海洋センター条例施行規則（昭和57年京都府規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書を削り、同項第1号中「半額」を「利用料金（条例別表の3の表に規定する団体の利用料金を適用する場合の利用料金を除く。以下この項において同じ。）の半額」に改め、同項第2号中「半額」を「利用料金の半額」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げるとき アの保護者又はイの祖父のうち1人又は2人に係る利用料金の全額

ア 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。イにおいて同じ。）とともに条例別表の3の表に掲げる附属施設を使用するとき。

イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母であつて府内に住所を有するものが当該小学生等とともに条例別表の3の表に掲げる附属施設を利用するとき。

第7条第2項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第1活動設備の項中「200円」を「220円」に改め、同表映写設備の項を次のように改める。

映写設備	ビデオテーププレーヤー（テレビ付き）	1台	1,390円	3,480円
------	--------------------	----	--------	--------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第44号

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則（昭和39年京都府規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「病院長を経由して知事」を「知事（次条の規定により病院長に委任された権限に係る減免にあつては、病院長）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 前2項の規定により知事に申請書等を提出しようとするときは、病院長を経由して行わなければならない。
- 第3条中「3,570円」を「7,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

京都府訓令第6号

京都府立洛南病院

京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令

京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令（昭和51年京都府訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その都度」を削る。

第2条の表中「3,570円」を「7,700円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第176号

物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示

物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「破産者で復権」を「破産手続開始の決定を受けて復権」に、「もの」を「者」に改める。

第6条第4号中「府税納税証明書」を「府税納税確同意書」に改める。

別記第1号様式中

グリーン入札登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	地域貢献企業登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
過去2年間の契約実績					
契約相手方	契約期間	契約金額	契約内容等		
資格等の有無					
<input type="checkbox"/> 電気主任技術者（第一種・第二種）	<input type="checkbox"/> 電気主任技術者（第三種）	<input type="checkbox"/> 電気工事士（第一種）	<input type="checkbox"/> 電気工事士（第二種）		
<input type="checkbox"/> 冷凍機械責任者（第一種・第二種）	<input type="checkbox"/> 冷凍機械責任者（第三種）	<input type="checkbox"/> ボイラー技士（一級）	<input type="checkbox"/> ボイラー技士（二級）		
<input type="checkbox"/> ボイラー整備士	<input type="checkbox"/> 危険物取扱主任者（乙種）	<input type="checkbox"/> 危険物取扱主任者（丙種）	<input type="checkbox"/> 消防設備士		
<input type="checkbox"/> 消防点検資格者	<input type="checkbox"/> 建築物環境衛生管理技術者	<input type="checkbox"/> 建築物総合管理業統括管理者	<input type="checkbox"/> 防除作業監督者		
<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者	<input type="checkbox"/> 貯水槽清掃作業監督者	<input type="checkbox"/> 清掃作業監督者	<input type="checkbox"/> ビルクリーニング技能士		
<input type="checkbox"/> 病院清掃受託責任者	<input type="checkbox"/> 警備員指導教育責任者	<input type="checkbox"/> 機械警備業務管理者	<input type="checkbox"/> 警備業務検定（施設警備）		
<input type="checkbox"/> 警備業務検定（交通誘導）	<input type="checkbox"/> 昇降機検査資格者	<input type="checkbox"/> 建築基準適合判定資格者	<input type="checkbox"/> 昇降機等検査員		
<input type="checkbox"/> 電気通信主任技術者	<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（アナログ）	<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（デジタル）	<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（A I）		
<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（DD）	<input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士				

- 注 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付けてください。
- 2 受任者の欄は、契約等の権限を委任する場合に記入してください。
- 3 業種区分の欄は、主たる業種区分の項目のにレ印を付けてください。
- 4 過去2年間の契約実績及び資格等の有無の各欄は、「2 登録を希望する業務種目」において「ビル管理等」の業務種目を希望する場合のみ契約実績を記入してください。

を

グリーン入札登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	地域貢献企業登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
----------	-----------------------------	-----------------------------	----------	-----------------------------	-----------------------------

- 注 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付けてください。
- 2 受任者の欄は、契約等の権限を委任する場合に記入してください。
- 3 業種区分の欄は、主たる業種区分の項目のにレ印を付けてください。

に改め、同様式の別紙の（その1）中

19	その他	1	その他
----	-----	---	-----

- 注 希望する業務種目について、「小分類」の欄の該当する項目のにレ印を付けてください。

を

19	その他	1	その他 ()
----	-----	---	------------

- 注 1 希望する業務種目について、「小分類」の欄の該当する項目のにレ印を付けてください。
- 2 「19 その他—1 その他」は、小分類の欄に掲げる物品種目内に該当するものがない場合に選択し、()に物品の具体的な内容を記載してください。

に改め、同様式の別紙の（その2）中

		8	その他
--	--	---	-----

- 注 希望する業務種目について、「小分類」の欄の該当する項目のにレ印を付けてください。

を

		8	その他 ()
--	--	---	------------

- 注 1 希望する業務種目について、「小分類」の欄の該当する項目の□にレ印を付けてください。
 2 「11 その他—8 その他」は、小分類の欄に掲げる業務種目内に該当するものがない場合に選択し、()に業務の具体的な内容を記載してください。

に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

府税納税確認同意書	
同 意 書 欄	<p style="text-align: center;">京都府総務部入札課が私（当社）の府税滞納の有無を確認することについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法人 ・ 個人 （いずれかに○を付けてください。）</p> <p>住所（法人：登記上の本店所在地、個人：住民票上の住所）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p>商号又は名称</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p>氏名（法人の場合は、代表者の職名及び氏名）</p> <hr/> <p>担当者名 _____ 連絡先 _____</p>
回 答 欄	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>入札課長 様</p> <p style="text-align: right;">部 課長</p> <p style="text-align: center;">(担当： 電話番号：)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。</p> <p>滞納 有 ・ 無</p>

- 注 1 太枠内（同意書欄）のみ記入してください。
 2 この様式は、京都府総務部入札課宛て提出してください。

別記第9号様式中

グリーン入札登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	地域貢献企業登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
過去2年間の契約実績					
契約相手方	契約期間	契約金額	契約内容等		
資格等の有無					
<input type="checkbox"/> 電気主任技術者（第一種・第二種）	<input type="checkbox"/> 電気主任技術者（第三種）	<input type="checkbox"/> 電気工事士（第一種）	<input type="checkbox"/> 電気工事士（第二種）		
<input type="checkbox"/> 冷凍機械責任者（第一種・第二種）	<input type="checkbox"/> 冷凍機械責任者（第三種）	<input type="checkbox"/> ボイラー技士（一級）	<input type="checkbox"/> ボイラー技士（二級）		
<input type="checkbox"/> ボイラー整備士	<input type="checkbox"/> 危険物取扱主任者（乙種）	<input type="checkbox"/> 危険物取扱主任者（丙種）	<input type="checkbox"/> 消防設備士		
<input type="checkbox"/> 消防点検資格者	<input type="checkbox"/> 建築物環境衛生管理技術者	<input type="checkbox"/> 建築物総合管理業統括管理者	<input type="checkbox"/> 防除作業監督者		
<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者	<input type="checkbox"/> 貯水槽清掃作業監督者	<input type="checkbox"/> 清掃作業監督者	<input type="checkbox"/> ビルクリーニング技能士		
<input type="checkbox"/> 病院清掃受託責任者	<input type="checkbox"/> 警備員指導教育責任者	<input type="checkbox"/> 機械警備業務管理者	<input type="checkbox"/> 警備業務検定（施設警備）		
<input type="checkbox"/> 警備業務検定（交通誘導）	<input type="checkbox"/> 昇降機検査資格者	<input type="checkbox"/> 建築基準適合判定資格者	<input type="checkbox"/> 昇降機等検査員		
<input type="checkbox"/> 電気通信主任技術者	<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（アナログ）	<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（デジタル）	<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（A I）		
<input type="checkbox"/> 電気通信設備工事担任者（DD）	<input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士				

- 注 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付けてください。
 2 受任者の欄は、契約等の権限を委任する場合に記入してください。
 3 業種区分の欄は、主たる業種区分の項目のにレ印を付けてください。
 4 過去2年間の契約実績及び資格等の有無の各欄は、「2 承継を希望する業務種目」において「ビル管理等」の業務種目を希望する場合のみ契約実績を記入してください。

を

グリーン入札登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	地域貢献企業登録	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
----------	-----------------------------	-----------------------------	----------	-----------------------------	-----------------------------

- 注 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付けてください。
 2 受任者の欄は、契約等の権限を委任する場合に記入してください。
 3 業種区分の欄は、主たる業種区分の項目のにレ印を付けてください。

に改める。

附 則

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- この告示による改正前の物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱別記第1号様式及び別記第9号様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱のそれぞれの様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



京都府告示第177号

令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（令和7年京都府告示第4号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

4の(3)のエ中「府税納税証明書」を「府税納税確認同意書」に改める。



京都府告示第178号

計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程の一部を改正する告示

計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程（昭和57年京都府告示第609号）の一部を次のように改正する。
第3条の表旅費の項中



京都府告示第179号

京都府緑の指導員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府緑の指導員設置規程の一部を改正する告示

京都府緑の指導員設置規程（平成15年京都府告示第233号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(任用)」に改め、同条第1項中「委嘱する」を「任用する」に改め、同条第2項中「京都府非常勤職員」を「京都府会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）である府の一般職に属する職員をいう。）」に改める。
第4条第1項中「委嘱した」を「任用した」に改める。

京都府旅費条例に基づく額を基礎に、別に定めるところにより京都市の区域及び京都府広域振興局の所管区域ごとに算定した額を当該区域の受検者数で除して得た額

を

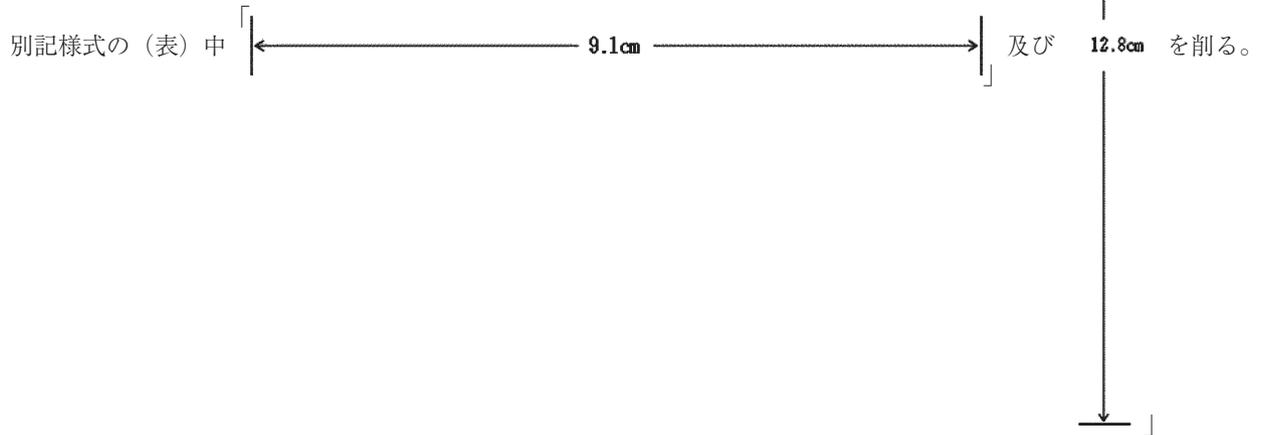
京都府旅費条例に基づく額を基礎に、別に定めるところにより京都市の区域及び京都府広域振興局の所管区域ごとに算定した額を当該区域の受検者数で除して得た額	当該額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
--	-------------------------------------

に改め、

同表検査用具の運搬に要する経費の項中「10,200円」を「11,620円」に、「17,340円」を「19,760円」に、「20,400円」を「23,250円」に、「の額」を「の額（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）」に改める。

附 則

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程第3条の規定は、この告示の施行の日以後にされる申請に係る検査の費用について適用し、同日前にされた申請に係る検査の費用については、なお従前の例による。



附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。



京都府告示第180号

林業・木材産業等振興施設整備交付金交付要綱（昭和54年京都府告示第368号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

別表の1の表の7の項中「又は特用林産物加工流通施設整備」を「、特用林産物加工流通施設整備又は特用林産物生

産資材整備」に、

(5) 特用林産物獣害対策施設整備	事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物獣害対策施設整備に要する経費
-------------------	------------------------------------

を

(5) 特用林産物獣害対策施設整備	事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物獣害対策施設整備に要する経費
(6) 特用林産物生産資材整備	事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物生産資材整備に要する経費（被災施設等の再整備を行うものに限る。）

に改める。

別表の2の表の9の項中「8まで」を「9まで」に改め、同表中同項を10の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の1項を加える。

<p>5 木造公共施設 整備</p>	<p>事業主体 が計画等に 基づいて行 う公共施設 整備に要す る経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 出資法人 (3) 地方公共団体 の組合 (4) (1)から(3)ま でに掲げるもの のほか脱炭素社 会の実現に資す る等のための建 築物等における 木材の利用の促 進に関する法律 施行令第1条に 規定する建築物 の整備主体であ るもの</p>	<p>同上</p>	<p>経費の10分の1.5(次に掲げ る場合にあつては、当該区分に 応じ、それぞれ次に掲げる率)以 内。ただし、(1)に掲げる場合に おいては、木質内装部分に係る 事業費に2分の1を乗じて得た 額を交付金の上限額とする。</p> <p>(1) 公共施設の内装の木質化 を行う場合 100分の3.75</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する 施設の整備を行う場合 2 分の1</p> <p>ア CLTを構造耐力上主 要な部分に活用する建築 物</p> <p>イ 耐火建築物又は3階建 て以上の準耐火建築物</p> <p>ウ 角材を活用した壁柱又 は重ね^{はり}梁を活用した建 築物</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
------------------------	---	--	-----------	---	-----------	-----------